

## 北海道地方年金記録訂正審議会議事録（第3回総会）

日時：平成29年4月20日（木）16時00分～

会場：年金審査課 第一会議室

### ○事務局（年金審査課長補佐）

先ほど、4名の皆様に任命通知を交付させていただきました。

今年度も引き続き、どうぞよろしく願いいたします。

恐縮ですが、着席して司会をさせていただきます。

本日、宮元委員におかれましては、事前に所用により欠席の旨連絡をいただいておりますので、ご了承いただきたいと思っております。

併せて写真撮影のため、事務局が皆さまの後方等に参りますが、ご了承願います。

それでは、これより総会に入ります。

本日の議事に先立ちまして、北海道厚生局長の田中よりご挨拶申し上げます。

### ○事務局（北海道厚生局長）

ご紹介いただきました、北海道厚生局長の田中でございます。

北海道地方年金記録訂正審議会の第3回総会にあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。

本日お集まりいただきました委員の皆様におかれましては、日頃より年金事業の円滑な推進にご理解とご協力いただいておりますことに、厚くお礼申し上げます。

また、今年度も引き続き当審議会の委員をお引き受けいただきまして、誠にありがとうございます。

この年金記録の訂正手続の仕組みでございますが、平成19年度に創設されまして、平成19年度から26年度までは総務省が、そして平成27年度からは厚生労働省が担当いたしているところでございますが、近年におきましては受付件数も大幅に減少している状況でございます。

昨年度の詳細な結果報告につきましては、この後、担当者のほうから報告させていただきますが、平成27年度から繰り越しております33事案のほか、4月以降、当厚生局において新たに68件の訂正請求を受け付けまして、合計101件という件数になっております。

このうち、昨年度までに調査を終了いたしました、79件について諮問をいたしまして、各部会においてそれぞれご審議いただき、いずれも答申どおり処分決定をいたして

おります。

委員の皆様方もご承知のとおり、昨今、年金を受給するために必要な資格期間、これが「25年」から「10年」に短縮される法案が成立いたしまして、この8月から施行されるという状況でございます。

この法改正につきましては、年金制度の課題の一つでございます無年金者問題に關しまして、税と社会保障の一体改革において、年金を受け取ることが出来る方を増やしまして、納めていただいた年金保険料をなるべく年金のお支払いにつなげる観点から行われるものでございます。

日本年金機構では、基礎年金番号で10年以上の加入期間があり、かつ、住所を把握している、全国で73万人の方々に対しまして、老齢年金の請求書を順次お送りしているところでございますが、このうち、北海道での対象者数は約4万人と聞いております。

今年度につきましては、この受給資格期間短縮による年金受給者増に伴いまして、年金記録の訂正手続きに係る受付件数も増加することが見込まれているところでございます。

ご案内のとおり、年金制度は国民の皆様のご生活に大きな影響を及ぼすものでありまして、この制度の根幹は年金記録の適正な管理ということになります。

我々といたしましても、今後も国民の皆様から提出をされました年金記録の訂正請求一つ一つにつきまして、丁寧に調査を行い、公平かつ公正に、訂正または不訂正の審査及び審議会の答申を最大限尊重した決定を行う所存でございます。

委員の皆様におかれましては、引き続き、国民の皆様から提出をされました年金記録の訂正請求の一つ一つについて、年金記録を訂正すべきか否か、中立的な立場で、またご専門の立場でご審議いただき、公平・公正かつ客観的な判断により答申をいただきますよう、よろしくお願ひ申し上げまして、私の挨拶とさせていただきます。

どうかよろしくお願ひいたします。

#### ○事務局（年金審査課長補佐）

続きまして、事務局出席者を紹介いたします。

年金管理官の本間です。

本間です。よろしくお願ひいたします。

年金審査課長の佐藤です。

佐藤です。よろしくお願ひいたします。

主任年金記録調査官の鎌田です。

鎌田です。よろしくお願ひいたします。

まず最初に、お手元の資料の確認をお願いいたします。

「座席表」、「議事次第」に続きまして、「資料1」としまして、

【議題1】 会長の選任について

【議題2】 会長代行、部会に属すべき委員及び部会長の指名について

【議題3】 平成28年度年金記録訂正請求の受付・処理状況について

という「6ページの資料」の合計3点となっております。

資料に不足等はございませんでしょうか。

○委員

「不足ありません。」の声あり。

○事務局（年金審査課長補佐）

ご確認ありがとうございました。

なお、本日の総会は審議会運営規則第9条の規程により、特段、個人情報の保護や本審議会の運営に支障をきたす内容が含まれていない議事は公開といたします。

また、事務局が審議会運営規則第12条第1項及び第2項の規程により議事要旨を作成し、会議資料と合わせて北海道厚生局ホームページで公開いたしますのでご了承願います。

併せて、同条第3項の規程により議事録を作成する必要がありますが、本日の会議は議事録作成の都合上、録音させていただきますので予めご了承ください。

このほか、作成した議事録につきましては同条第4項の規程に基づき、議事録の署名人として、会長のほか2名の委員を会長が指名することとなっております。

このあと、会長の選任後に指名をさせていただくこととなりますので、よろしく願いいたします。

次に、本日の会議の成立についてご報告いたします。

○事務局（年金審査課長）

年金審査課長の佐藤でございます。

本日の会議は、委員総数10名に対しまして、9名の委員の皆様にご出席をいただいております。

過半数を満たしておりますので、本日の会議は成立していることをご報告いたします。

**【議題 1】 会長の選任について**

○事務局（年金審査課長補佐）

それでは、議題に入らせていただきます。

最初の議題は、「会長の選任について」です。

「資料 1」、最初のページをご覧ください。

地方年金記録訂正審議会の会長の選出につきましては、地方年金記録訂正審議会規則第 5 条第 1 項において、「審議会に、会長を置き、委員の互選により選任する。」とされております。

審議会規則上、基本的に会長は互選により選任することとなっておりますが、事務局からのご提案として、これまでの実績から中田委員に引き続き、会長をお願いしたいと考えているところですが、委員の皆様いかがでしょうか。

○委員

「異議なし」の声。

○事務局（年金審査課長補佐）

それではご異議なしということで、中田委員に会長をお願いしたいと思います。

中田委員、よろしくお願いいたします。

それでは、ここからの議事進行は中田会長にお願いいたします。

○中田会長

それでは、2 番目の議題に入ります前に、先ほど事務局から説明のありました議事録の署名人について指名させていただきます。

私のほかに、増谷委員と前田委員を指名したいと思いますので、事務局は議事録が整理でき次第、私と増谷委員、前田委員に送付し、確認の上、署名してもらってください。

増谷委員、前田委員は、よろしくお願いいたします。

**【議題 2】 会長代行、部会に属すべき委員及び部会長の指名について**

○中田会長

それでは、2 番目の議題に入ります。

2 番目の議題は、「会長代行、部会に属すべき委員及び部会長の指名について」です。

資料 1 の 2 枚目をご覧ください。

会長代行につきましては、地方年金記録訂正審議会規則の第 5 条第 3 項において、「会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員が、その

職務を行う。」とされています。

また、同規則の第6条第2項において、「部会に属すべき委員等は、会長が指名する。」、第3項において、「部会に、部会長を置き、当該部会に属する委員等のうちから、会長が指名する。」とされております。

これより、「会長代行」、「部会に属すべき委員等」及び「それぞれの部会長」の指名に関する資料をお配りいたします。

#### ○資料配付

#### ○中田会長

よろしいでしょうか。

それでは、ただいま配布しました「追加資料」をご覧ください。

まず、会長代行には、増谷委員を指名いたします。

増谷会長代行におかれては、委員の改選期等において、会長が欠けている時は会長代行としての職務をお願いいたします。

続いて、「部会に属すべき委員」及び「それぞれの部会長」を指名します。

第1部会は、前田委員、小林委員、赤塚委員、宮元委員と私の5名で構成して、部会長は私といたします。

第3部会は、増谷委員、大平委員、荒委員、星委員、千田委員の5名で構成し、部会長には増谷委員を指名します。

第2部会の取扱いにつきましては、後ほど事務局から説明がございます。

「会長代行」、「部会に属すべき委員」、及び「それぞれの部会長」の指名は以上です。

今後、地方審議会総会の開催は、必要な都度、私が招集して、各部会の開催は部会長が招集します。

委員の皆様におかれては、ただいま指名いたしました部会長の下で、北海道厚生局長から諮問のあった年金記録訂正請求の個別事案をご審議いただきますので、よろしくお願いいたします。

#### 【議題3】 平成28年度年金記録訂正請求の受付・処理状況について

#### ○中田会長

続きまして、議題の3番目、「平成28年度 年金記録訂正請求の受付・処理状況について」です。

これについて、事務局から説明してください。

○事務局（年金審査課長）

お手元にお配りしています「議題3 平成28年度 年金記録訂正請求の受付・処理状況について」を一枚めくっていただいて、次のところからご説明いたします。

平成28年度の結果についてのご報告です。

上段に年度ごとの受付件数の推移を載せました。平成19年の総務省第三者委員会からの新規の受付件数を載せております。

ご覧のとおり、平成22年度の2,872件をピークに順調に減っております。厚生局に移管後の平成27年度の受付件数は141件、28年度は68件の受付がありました。

その下が年金記録訂正処理件数の推移です。

同じように平成19年度からの推移をグラフ化したものです。処理件数も平成22年度の3,017件をピークに減ってきておまして、平成27年度は108件、28年度は87件の処理を行ってきたところではあります。

この87件の内訳ですが、矢印にあるように、審議会に諮問をして処分した件数が、79件、残り8件は、取り下げ・年金機構への返戻となっております。

この表にあります、28年度北海道厚生局における年金記録訂正処理状況という表ですが、これは先ほど説明をいたしました、28年度新規に受け付けた68件に、27年度、前年度から繰越された件数カッコ内の数、33件を加えて、101件対象になるのですが、この101件を対象として、処分決定件数が79件、取り下げ8件という状況です。

差し引き14件が28年度で処理できなかったため、今年度、29年度に繰り越しをさせていただきます。

内訳欄があるのですが、厚生年金、国民年金の訂正、不訂正の件数はこの内訳欄に書いてある記載のとおりです。

合計79件のうち、一部訂正も含めて37件を訂正しております。不訂正40件、却下は2件で全体の訂正率は46.8%で50%にはとどいていないという状況です。

次の5ページ目をご覧ください。

5ページ目の上段左側にあるグラフですが、28年度の処理結果79件を、制度別に、訂正、一部訂正、不訂正をグラフ化したものです。

制度別に見ますと、厚生年金は63件中訂正26件、一部訂正9件を合わせて35件訂正をしておりますので、訂正率としては約56%まで上がりますが、国民年金は16件中一部訂正を含めても2件しか訂正をしておりますので、国民年金事案の訂正率が低いという現状にあると思います。

次に、上段右側ですが、口頭意見陳述をした方の状況表です。

27年度と28年度の件数の対比ですが、ご覧のように、27年度は厚生年金で8件、国民年金で2件、合わせて10件ありましたが、28年度は、たったの1件という状況になっております。

続きまして下段のほうですが、厚生労働省のホームページで公表されています直近のデータを載せました。

29年2月末の「全国の厚生局の処理状況表」というのが公表されております。

これは、次の6ページ目をご覧くださいなのですが、厚生局に業務が移りました、27年3月からの累計の処理件数が、地方厚生局別の受付・処理状況という表がございます。

訂正請求は年金事務所で処理できるものと厚生局で処理するものがありますが、それぞれの累計をカウントした数が公表されております。上から四角い枠で、国民年金、厚生年金、脱退手当金、計という順番になっております。一番左側が北海道厚生局の計になります。

この計の欄を見ていただきたいのですが、上から受付件数 534 件、処理件数 515 件、地方厚生局で処理がその内 179 件、その内訳が訂正 79 件、不訂正 97 件、却下 3 件。年金機構での処理が 314 件という数字になっています。これが2月末までの直近のデータになります。

この厚生局の訂正決定と不訂正決定の件数を各厚生局と比較しやすいようにグラフ化したものが、先ほど5ページにありました、処理状況というグラフになります。

受付件数的には、北海道は、8厚生局中下位から2番目でございます、下から三番目が中国・四国厚生局となります。

その右側のグラフですが、訂正、不訂正の割合をグラフ化したものです。

厚生局の決定件数のみでの訂正率ですが、2月末現在で北海道は、44.9%の訂正率ですが、これは全国平均で見ますと48.3%ということで、50%訂正率が超えているのが、関東信越厚生局と東京事務所、東海北陸厚生局という状況になっております。

次に資料は用意しておりませんが、北海道の28年度の請求について、請求内容別に分類をしました。

国民年金16件の処分決定があるのですが、この請求内容別にカウントをしますと、国民年金保険料納付に係るものが13件、免除に係るものが2件、却下が1件となっております。

一方、厚生年金の請求内容については、全部で63件、厚生年金がありますが、そのうち2件が脱退手当金、残り61件のうち、一番多いのが、資格取得日、喪失日などの被保険者期間に係るものが30件、次に賞与に係るものが23件、報酬相違が8件となっております。

全国的には賞与の事案が47%程度あると聞いていますが、北海道はまだ38%程度しかないような状況でございます。

また資料はございませんが、部会の開催実績ですが、前年は51回、3部会で開催を

させていただいたのですが、昨年はやはり件数が減ってきたということで、10回減の41回の開催となりました。ありがとうございました。

以上が平成28年度 年金記録訂正請求の受付・処理状況についてのご報告となります。

○中田会長

ありがとうございました。

それでは委員の皆様から、ご質問やご意見を頂戴したいと思います。

何か質問・意見がございましたらお願いします。

○委員

(質問の声なし。)

○中田会長

特に質問や意見がなければ、次の議題に移りたいと思いますがよろしいでしょうか。

#### 【議題4】 その他

○中田会長

それでは、続きまして次の議題に入ります。

次の議題は、「その他」についてです。

ここからの議事については、本審議会内の事務手続や運営に関する会長又は部会長の意思決定にかかわるルールが含まれています。

従って、これらを公開すると本審議会の運営に支障が生じる懸念があるものと認め、議事及び資料は「非公開」といたします。

《以後非公開》